

第 10 号

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例  
熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例（平成27年熊本県条例第57号）  
の一部を次のように改正する。

別表第1中3の項及び4の項を削り、5の項を3の項とし、6の項を削り、7の項を4の項とし、8の項を5の項とし、9の項を6の項とし、10の項を削り、11の項を7の項とし、12の項から14の項までを4項ずつ繰り上げる。

別表第2中10の項を削る。

別表第3中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項を3の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。